

令和2年11月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和2年11月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和2年11月18日（水） 午後1時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
10月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

議案第42号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第43号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

日程第5 協議・報告事項

(1) 長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

日程第6 その他

3. 閉 会

令和2年12月教育委員会定例会開催予定 12月24日（木） 午後1時30分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、委員会の議決を求める。

令和2年11月18日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定及び第2期長浜市教育振興基本計画第4章に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別紙のとおり作成することについて、委員会の議決を求める。

令和2年11月18日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正について

第1 制定・改廃理由

民間保育所等が実施する「一時預かり事業」及び「延長保育事業」における新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るための経費について補助するため本要綱の一部を改正するもの。

第2 要点

要綱の別表中、「一時預かり事業費補助」及び「延長保育事業費補助」の項に、それぞれ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を実施するために必要な経費に対する補助にかかる規定を加える。

第3 施行期日

令和2年10月27日（令和2年4月1日から適用）

長浜市民間認可保育所及び認定こども園運営補助金交付要綱の一部改正【新旧対照表】

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額	事業種別	補助対象事業	補助対象経費	補助要件及び補助基準額
(略)				(略)			
(4) 一時預かり事業費補助	(7) 滋賀県地域子育て支援事業の実施について（平成30年8月13日付け滋子青第2100号滋賀県健康医療福祉部長通知、以下「県地域子育て支援事業実施通知」という。）の別紙11「一時預かり事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙、以下「県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」という。）に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(4) 一時預かり事業費補助	滋賀県地域子育て支援事業の実施について（平成30年8月13日付け滋子青第2100号滋賀県健康医療福祉部長通知、以下「県地域子育て支援事業実施通知」という。）の別紙11「一時預かり事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	一時預かり事業の実施に要する経費	滋賀県地域子育て支援事業費補助金交付要綱（平成30年8月10日付け滋子青第2099号滋賀県健康医療福祉部長通知別紙、以下「県地域子育て支援事業費補助金交付要綱」という。）に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
	(4) 子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）の別紙1に規定する子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき実施する事業（同要綱別紙一時預かり事業（特別措置分）として規定する新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。）	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を実施するために必要な経費	1施設当たり500,000円以内（令和元年度の実支出額との合計）		(5) (4)の(イ)に規定する事業の実支出額との合計額	(新)	
(略)				(略)			
(5) 延長保育事業費補助	(7) 県地域子育て支援事業実施通知の別紙2「延長保育事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	延長保育事業の実施に要する経費	県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。	(5) 延長保育事業費補助	県地域子育て支援事業実施通知の別紙2「延長保育事業実施要綱」に基づき民間認可保育所及び認定こども園が実施する事業	延長保育事業の実施に要する経費	県地域子育て支援事業費補助金交付要綱に定める補助基準額を限度とし、予算で定める額とする。
	(4) 子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付け府子本第474号内閣総理大臣通知）の別紙1に規定する子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づき実施する事業（同要綱別紙延長保育事業（特別措置分）として規定する新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に限る。）	新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業を実施するために必要な経費	1施設当たり500,000円以内（令和元年度の実支出額との合計）		(4) (イ)に規定する事業の実支出額との合計額	(新)	
(略)				(略)			